

重要事項説明書 別表 高山ちどり(介護老人福祉施設)ご利用料金表および加算一覧
【日額】 令和6年8月1日から

■ご利用者負担 介護保険料 第4段階～第6段階の方

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご契約者のサービス料金	8,062円	8,781円	9,551円	10,280円	10,989円
② うち、介護保険給付金額	7,256円	7,903円	8,596円	9,252円	9,890円
③ 1割負担額(①-②)	806円	878円	955円	1,028円	1,099円
④ 居住費	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円
⑤ 食費	1,645円	1,645円	1,645円	1,645円	1,645円
⑥ 自己負担額(③+④+⑤)	5,851円	5,923円	6,000円	6,073円	6,144円
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご契約者のサービス料金	8,062円	8,781円	9,551円	10,280円	10,989円
② うち、介護保険給付金額	6,450円	7,025円	7,641円	8,224円	8,791円
③ 2割負担額(①-②)	1,612円	1,756円	1,910円	2,056円	2,198円
④ 居住費	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円
⑤ 食費	1,645円	1,645円	1,645円	1,645円	1,645円
⑥ 自己負担額(③+④+⑤)	6,657円	6,801円	6,955円	7,101円	7,243円
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご契約者のサービス料金	8,062円	8,781円	9,551円	10,280円	10,989円
② うち、介護保険給付金額	5,643円	6,147円	6,686円	7,196円	7,692円
③ 3割負担額(①-②)	2,419円	2,634円	2,865円	3,084円	3,297円
④ 居住費	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円
⑤ 食費	1,645円	1,645円	1,645円	1,645円	1,645円
⑥ 自己負担額(③+④+⑤)	7,464円	7,679円	7,910円	8,129円	8,342円

4段階～6段階とは・・・利用者負担第1段階・第2段階・第3段階のいずれにも該当しない人

■ご利用者負担 介護保険料 第3段階①の方

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご契約者のサービス料金	8,062円	8,781円	9,551円	10,280円	10,989円
② うち、介護保険給付金額	7,256円	7,903円	8,596円	9,252円	9,890円
③ 1割負担額(①-②)	806円	878円	955円	1,028円	1,099円
④ 居住費	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円
⑤ 食費	650円	650円	650円	650円	650円
⑥ 自己負担額(③+④+⑤)	2,826円	2,898円	2,975円	3,048円	3,119円

3段階①とは・・・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等80万円超120万円以下である方

■ご利用者負担 介護保険料 第3段階②の方

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご契約者のサービス料金	8,062円	8,781円	9,551円	10,280円	10,989円
② うち、介護保険給付金額	7,256円	7,903円	8,596円	9,252円	9,890円
③ 1割負担額(①-②)	806円	878円	955円	1,028円	1,099円
④ 居住費	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円
⑤ 食費	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
⑥ 自己負担額(③+④+⑤)	3,536円	3,608円	3,685円	3,758円	3,829円

3段階②とは・・・市町村民税世帯非課税であって、年金収入120万円超である方

■ご利用者負担 介護保険料 第2段階の方

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご契約者のサービス料金	8,062円	8,781円	9,551円	10,280円	10,989円
② うち、介護保険給付金額	7,256円	7,903円	8,596円	9,252円	9,890円
③ 1割負担額(①-②)	806円	878円	955円	1,028円	1,099円
④ 居住費	880円	880円	880円	880円	880円
⑤ 食費	390円	390円	390円	390円	390円
⑥ 自己負担額(③+④+⑤)	2,076円	2,148円	2,225円	2,298円	2,369円

2段階とは・・・①市町村民税世帯非課税であって、〔合計所得金額+課税年金収入額〕の年額が80万円以下である方

■ご利用者負担 介護保険料 第1段階の方

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ご契約者のサービス料金	8,062円	8,781円	9,551円	10,280円	10,989円
② うち、介護保険給付金額	7,256円	7,903円	8,596円	9,252円	9,890円
③ 1割負担額(①-②)	806円	878円	955円	1,028円	1,099円
④ 居住費	880円	880円	880円	880円	880円
⑤ 食費	300円	300円	300円	300円	300円
⑥ 自己負担額(③+④+⑤)	1,986円	2,058円	2,135円	2,208円	2,279円

ご利用料金は上記の通り、1割(または2割・3割)負担分〔自己負担分〕、居住費〔家賃〕、食費の合計額が、基本的な料金になります。

※食費については、1食ごとに計算いたします。朝食308円、昼食668円、夕食669円。但し、1日3食召し上がった場合は1,645円/日で計算します。

●理美容代や医療費・薬剤費等は実費をご負担いただきます。

●自己負担割合(1割・2割・3割)、居住費や食費は、所得の状況によっていくつかの段階に分かれます。どの段階の所得状況に該当するかは、保険者(市町村)が決定します。

●自己負担の料金は、介護保険制度の改正により変更された場合は、それに応じて変更することとなります。

※施設のサービス提供体制や内容により、これら以外の加算が加わる事があります。

●別途合計額に8.3%相当の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)が加わります。

●別途合計額に2.7%相当の介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)が加わります。

●別途合計額に1.6%相当の介護職員等ベースアップ等支援加算が加わります。

2024年6月から一本化されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ
別途合計額に14%相当

●施設のサービス提供体制やサービス提供の内容により、自己負担分料金の変動する場合がありますのでご了承下さい。

上記の金額で利用することについて説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

【本人】

【ご家族又は代理人】

住所

住所

氏名

印

氏名

印 続柄

<各種加算内容のご説明>

料金表には★印の加算のみが算定されています。その他加算が算定される場合があります。

★日常生活継続支援加算Ⅱ (46単位/日)	次のいずれにも該当する場合算定されます。 ① 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。もしくは、算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が100分の65以上であること。 ② 介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
★看護体制加算(Ⅰ)イ (6単位/日)	常勤の看護師を1名以上配置していること。 夜間における24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保している場合。
★看護体制加算(Ⅱ)イ (13単位/日)	看護職員の数、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。
★夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ (27単位/日)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数、最低基準を1以上を上回って配置した場合。
★栄養マネジメント強化加算 (11単位/日)	①管理栄養士を常勤換算方法で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること ②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること ③低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
★個別機能訓練加算(Ⅰ) (12単位/日)	機能訓練指導員の職務に従事する者を一名以上配置し、機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について3か月ごとに評価等を行い、計画書の見直しを行う事を要件として算定。
個別機能訓練加算Ⅱ (20単位/月)	個別機能訓練加算Ⅰの算定をしている事に加えて、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ (3単位/月) もしくは 褥瘡マネジメント加算Ⅱ (13単位/月)	<褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)> ①入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。(厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用) ②①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録していること。 ④①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 <褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)>加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。
排せつ支援加算Ⅰ (10単位/月)	①排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。(厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用) ②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
科学的介護推進体制加算Ⅱ (50単位/月)	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
再入所時栄養連携加算 (200単位/回)	退所した利用者が再度入所し、施設の管理栄養士が連携する病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合。

経口維持加算 (I) (400単位/回)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成、計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な栄養管理を行った場合。		
口腔衛生管理加算 (II) (110単位)	(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。 (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。 (5) 定員超過利用・人員該当しないこと。 (6) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
療養食加算 (6単位/日・1日3回まで)	利用者の病状等に応じて、主治医より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づく、療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている。 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている。		
退所時情報提供加算 (250単位)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。		
協力医療機関連携加算 (I) (100単位/月)	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に関催すること。		
高齢者施設等感染対策向上加算 II (5単位/月)	診療報酬における感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。		
配置医師緊急時対応加算1 (325単位) もしくは 配置医師緊急時対応加算2 (650単位)	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めを行った上で、配置医師が施設の求めに応じ、勤務時間外に入所者の診察を行った場合に1の算定。早朝・夜間に行った場合に2の算定。		
生産性向上推進体制加算 (II) (10単位/月)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に進めていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。		
初期加算 (30単位/日)	入所日および1ヶ月以上の入院後再び施設に入所した日から30日以内の期間は、日額30円が加算されます。 最大30日間で900円。		
看取り介護加算 I	終末期に入ったご利用者の看取り介護をします。		
	74円/日・・・(死亡日以前45日～31日) 147円/日・・・(死亡日以前4～30日) 698円/日・・・(死亡日の前日・前々日)、1,314円/日・・・(死亡日)		
外泊時費用 (246単位/日)	重要事項説明書に定める入院及び居宅における外泊時の一割負担額1日あたり 252円		
安全対策体制加算 (20単位/回)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることを要件に、入居初日に限り20円		
介護職員処遇改善加算 (I)	月ごとの合計単位数に8.3%を乗じた単位数を算定	⇒	令和6年6月1日より 介護職員等処遇改善加算 (I) 介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとってベースアップへとつながるようにする為に①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件の3つを満たすことで算定。所定の単位数に14%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	上記介護職員処遇改善加算 (I) を算定していることに加えて、資質向上、労働環境・処遇改善を行っていること、またそれについてホームページ等で情報公開していることを要件として算定。 所定の単位数に2.7%を乗じた単位数		
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記介護職員処遇改善加算 (I) を算定していることに加えて、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件として算定。所定の単位数に1.6%を乗じた単位数		